北越公用記録

徳川氏
地普請於見ノ心得
御軍役之事

ワ 3
3345
8

ワ 3 保 334 門 8

早稲田大学図書

地普請之事

故教授栗山昇浩氏遺愛之記

一 正月二十日の節弐ヶ月迄ニ日限を定めひかへ家老
郷中ニ触出し代官手合にて堤川除堰ホし普請ス
年中種々の御法を寄可と云り

一 其所の用水の節をとりて不定の地にハ井堰を堰又悪水
吐ヲ年々ニ水損の地あらハ損失し上或ハ悪水堀落を
堀或ハ川除堤ニ普請すへきこと之

一 溜井ハ五用水ニ之原ハ水門也堤を築て水門樋代ゟ

水門ハ用ある時ハ元紙落ためや水門ニ而後落口横へ
是を神羽口と云

一 溜井ニ而悪水落し堀穿堀筆し其井水門の水際を
以て折し落堀ニ付て悪水を落させ之ハ堤きる事
之又水いらぬ時ハ水換て水門を破損へき

一 右ニ尼水井堀て水門を出させハ悪水の時悪し但堤口
ニ水門御普請ニハよしみの口伝

一 堤川突懸し而弱ての所へハ出し堤を築毎ニ出しの
鼻川下ニ頓もさ而ハ破損志けし又川上へ頓て出し此
根ニくるや其上に大いしもしく不築へからす但て○出し
請出しゝ口伝あるへし

一 川より用水ハ水口の口伝ニ右川ハ平ニ出水ニ合
淡路ニ而用水ニかゝる事ニ其時ハ又川口を付て附
ニ極口の両ニ同ニ用ニ

一 川除堤ハ廿の柁左ニ何りても出水の時切崩る虞付而左ハ
年まんふし上弱きの所ハ土を根張て其落ちに達しへし

こと也

一 用水ハ第一前後迄百姓家傳ニて井堰築切又ハあり切
事ハ是ニ依て堀水ニ而百姓大ニ痛仕ニ而飢散致して
其事成就仕候時節ハ田を渡し出ル事もありけれハ
田痛長して一時のさしき一縣ハ訥さ其の乱ニ成しかるゆへ
とや急く水ハかけ論ニ而百姓身を捨ける事多さるの
なれハ兼日ニ而念を入あり能く用水不足の時ハ其縣
代ニ堰番を附て水分不乱様ニ可致

一 川成堰並ニ事ハ其所之時地形の高下ニ寄て
川筋を見立事第一也 又堰口の所ニ寄てハ前の事あり

一 渇水の年ハ流末ハ悉く川筋を迎ひ土仕置し地形の
高下を見分時川水いかにも水掛引

一 川を築切る時ハ在所川を水羽口まて仕出し川の流
を築切へし 築切の場所ニ依て川中まて築ても

一 たとへハ其の所ニて又いふ傳

一 堰普請之事 川成築切 其所の水を用水ニ致

堰とさし堰の築切ハ九分ケ出来の築切とハ違ひ築枝と
能のへハ十年餘りところへのとの也

一 堰の築切ハ諸萱羽口ニ仕立て能和ニハ先枝ハ小ならく
水ニ流き本抱ハ一手ニ登茎へ手上へハ竹をあらぬふあり
猶又枝木ニて築第立支より萱して仕立之萱ハ羽口共ハ
的程を横へ横ニ出来て出し的ちかいかしかれ千竹のおし的
大仕組ニ伝来り万一先杭木根ニてハたまらぬことの也
竹ニして仕立ら候也惣列羽口の仕初さハ左ハ本竹を変

其上残萱羽口ニ枝ら也萱の置ならは海ニ近かやニ残
すくの萱ニて羽口をも残中の羽口ハ水さらとから二尺八程も

一 ミくし築より下ニて其川の年々の出水の様子を便し
底ミの竹の本残流しして壱当程能ありと云枝を
立て枝ニ和へ枝ニまてよし云ふへ枝も杭を流くれ
てよし竹ニさまくあらくへいのまき様よきあり足も並
竹を当て並し古竹をもて続をまて其上へ載ま
も常残高田の也

一 或る水菅僧は其道に別て達人名人なる事に付て
なきものなり 水は落る所なきに水は其節菅なきの
たつもの逆てゆかむ人の居所を先羽破り羽口に下用
其筋には文を菅僧よりみる竹菅筏にらて世様の不
流様にらて世に得せ双方の為に能なり古菅とそれも
よくわかたかるぬものなり

一 羽口にて川を築切事は古へ今伊奈の家に切者多し
或る皆式僧をまもる者あり今は伊奈の家に出とよね
切者筋にはいかにもよきて初て築切致しては達人名人のかく
相談して殊に其の里にて申さるゝ出来つる事也依て地
また大分入目かゝり出来ぬ方へ積りしは人合根枝物兼人
手前諸家には心得あるへしと云り

一 石原に杭弐本附石志けくして杭の根入りぬる時は
杭の末の杭を打込へは何杭なも根入よきと云り此木堅く
なくしては保てよし出来ての数あり

一 或る地形のこゝろを知りて水の勾配を求るには水縄

まて量之勿論地並諸又用水堀抔ハいふし山と

一　水をもりて勾配を可量

一　用水又ハ庭を掘るまハ水盛肝要なり勾配の分て
山ハ水のかゝり兼るなり水縄ハ長サ壱丁丈夫なり
二十ヶ所程にたるミなきり縄摺ニ念を入され八切安し
端を引ハ志めなしてたるむなり然とも萬の油を
ひかせしおそし　又細き之ハ切安し　横縦細ケ竹
杢へし

一　壱間ニ二尺之甚麻之ハきニ入家居ニ水を入て水縄
の下ニ壱寸まくまをとり天ハ床まで作りゆるみなき也
らすぬ用ゆへし竹ニ扣きまれハうちきふ毛で悪し縄（コモリ）て
百目の玉より大きし

一　水縄志めりてたるみなきと云かこゝを示之有る事也
まゝ

一　人足積りの事　井堰堤溝川除普請　正月十五日比
より九月二月十五日限ニ仕廻可致示より二月廿日

此辺ニ而ハ是又べき新古川除ハ耕作の障りニ不相成
普請の多少ニ依而領分ニ人足を差出大勢ニ而致事
ニ而御備百姓の痛ニ不相成候ニ付右ニ而銘々人足割付
御領之御普請の差遣ニ而人足又其普請丈夫ニ可被成
様ニ而急ニ而銘々少々の為ニも難有存ニ而毎年銘々
少々の入用も相成村ニ而可有之又普請の場所を渡し候ニ
差遣ニ而遠国ニ而は往来も難相成猶又勤候様ニ而其外
寄々毎年少々之入用ニ而又当其人ハ諸人の眼ニ余りして万

車役の障りニ成へし又普請場割前仕候ニ付銘々人足ニ而御割
出来ニ付右を兼而致し候時ハ一場所人足ニ而御普請請負之者ニ渡し
候ニ付其上諸入用ニ而請之者を出候者之儀も其人数ニ而一日此普
請を急きて以後を可勤候

土 一人五升 十貫目程　某々銘々目程
砂 一人五升 十三貫目　某々銘々目程
石 一人五升 十七貫目　某其目程
水 一人五升 七貫六百目　某銘々目

粟六尺五方　二千貫目程

第十六部　三百六拾畝程

一　不苗倍割の善法ハ畝畑の収穫組合見合あり
悪田畔際苗倍ハ杭木葉藤等かや寄せ根の影
ハ入事之竹木かや出る　公儀林并地頭村々下出枝
指示ハ年々護分て無程

一　苗倍割の事大よそ寄畝ハ百姓迷惑さし日数
を送り耕作おくれて諸事費多分有之物なれハ

まけしきをのよしと云々

検地之事

一　歩竿の長さ六尺五寸或ハ六尺三寸也六尺ハ五間を一丈として一丈長
近来の御代官の竿の長サも六尺一分用之ハ検地竿の寸法の
ことく也竹を以て判をおすへし木のもちよくりて
也竹口ハ六寸ニ極横ニ目付を打也

一　竿の持やうハ裁立たけの所の高サニて竿を水平ニし
打縄ハ腹を限リ身を不動して腕先にて出す

但歩行の定

一・田畑共何様之形ニても横と縦と一竿ニ打申候縦但残
先ニうつし是其上中程を十文字ニ除ヶ縦横竿を打也
是非二竿ニ除べき事ニ候へは縦横の内にて歩引を
量見て増歩減歩之水帳ニ書のせる事也又縄ニて打て
なり

一 山畑の様地ハ必見ニて打てハ歩積無し なりさ面ニ打
なりし 又畠様を見る計ニて歩を積るへし

大まかに去遣ハすて但地の上中下ハ其ニあり

一 縄打ニ節々不仕並ニ候ハ廻りなき偏頗なりて私欲ある者
なり 村役ニ寄らて縄手の者ニ贈りて抜出致いたさ無之
不致候文云ハ猶ニ不有之

一・道せまく打積ハ悪し 然ニゆるく打ならし 御料
私領ともに及ぶ所ニ随ひして役目行ましくならぬ也 此者ニ
・縄と借りうるハ百姓困窮させるものや諸事念入を村
ニ而て一等ニ托

一 縄打ニ付相竿打改て竿前に定之し地の位撰地
之の名并上中下を見分して帳ニ付本免組上中
下を付ケ置して書ては其物出合する百姓ゟ申まて
諍論しるゝ也上中下の字を作りて合点仕る書
付之し申分有之ハ合きハ其村ニ而分ヶ下ゟ付未地

一 竿打させ去る深田へ入と如き込地也残り有皆いう寸之し
帳付掉之の役人百姓共に深くたのまれ依怙之事
有随分見残させ合もの毛付等無し之ふ(?)模竿也

也の延ちゝみにて大きに相違之在の地ふしも沙所
之之ハゝ決と以て下ゟ分窪所風吹危の上の様地等沼
之へきとおり

一 田畑高分地面せまく山(?)者分に荒高減し野山すと
之て窪(?)等に広く成地と之之し又今広くふて山瀬
水損なとはゝく(?)等にせまき田地と之無し又高分
上地成先年ハ林薪取におさまり或ハ日新成地等も
て之も中下九(?)不之毛年を経て上地に成(?)不之下之

ケ程の所まても能く氣を付進退いたし候へハ

一 田畑の様地ハ大方右ニ而其外何様地ニても微細ニ
尚我様々附ケ列之算法并規矩の事委細ハ算
書ニみえたり

林の事

一 野原の廣き所ニハ先地普請ニ用ためニ雑木竹萱松
植置候而其外薪のためニよくぬ木こまく松杉木の
林を仕立置候ハヽ後々ケ程之事ニ而百姓ニも為よろしく上

草刈場ともいたし候ほとに百姓の為ニ成事之候ニハ百姓
の得ニも能く畑ハ植之残ル野ニ費ニ在る所也之

一 古林ニ人 公儀山地頭山代官山百姓持之在之蔭森
を捨置より却而刈ていたし候ハヽ地頭山ハ時分ニ
染物かもせ乍東薪百姓ニとらせる事も有之又ハ
東ニて家中ニ而賣払ニ残ル事も有之候ハヽ家中
の結ニ足候ふ之屋舗林ニ仕置候ハヽ家中の事ニもよし
又ハ屋敷之百姓屋作仕候ニ付ても有之候ハヽ郷中の

の蔭を受るゆへ痩し悉く勢ひ無く不成長事多く
然は切る也又ハ松林ならすき所ニ小松を植ゆるも不宜して
終ニハ枯るものなり然を斥端より伐掃其跡ニ又小松
を立やき事也て立代及林ハ栗を伐並ゆる上下此節
服の所指示又新東の伐攺の郷ありし事新ニ用
木ニ方ニ差ハ多くれハ出ニ事ニハ不可営而残株を
下川栗葉其立ゆ為九材木ハ節目なし不可不
営せ

一 新林仕立家ニ而は用木のためなれハ松林ニ大ニ以テ
間を密ニ植へし一寛ニ蒔りハ木性悪しきハ営なり
とも又ハ別地ニ植置事ニて立行ハ実生から二年目
ニ又不植そろへ来る以後時々ニ栗残切ニさすれハ悪し
松の枝ハ材木のきずなり切りきるハ春秋ハ栗を一寸斗
おきニ営を残り無る一寸を材木の手立ニ皮縮もさき
ゆる事ニ入れし其ゆへ木ニ少ても錆成なる地ニ木毎
ケ様ニ而此事のなれハ又今之様の為ニ出代又新乃

苗ニ仕立候ニ付差当り要急の木柄ニ変候とも植
無之候得共それハ其まゝおかし置候得ハ障り有て
二而も悪敷木も好キ木植させ候而茂其木の根自ら
生して其木の実も自分下ニ落て年月ニ茂り
なり松林ニ到り外の木ニも不変して松斗り右実植
生して三年目ニ植之し候ハ壱ヶ年ニ二町歩充
毎年植立十ヶ年ニ至り候ハ十一年目ニハ初年の林ニも不残
薪帳ニ致ニ付又小松を植立候得ハ薪ハ不絶ニ候又

壱町ニて植候ハヽ二町歩ニ付五万七千六百本植申候ハ十ヶ年
迄ニ候て十三歳の木也一本ニ付三把充ニ積り候得ハ十七万把ニて
毎年薪山中ニ而も好木様木ハ上薪ニ而松薪ハ下薪ニ候得ハ
入用年々迄し原木ハ家中并百姓共ニ至迄下ニ候得者是
にも少の補ニ可相成

一 諸木実ニ而ハ生して三年目ニ而植立候ニ付野東京間
の荒地ニも作植候ハヽそのまゝ初おそし能く二作つゝ
たゝかひ又地をうらかへし返し候ニ付植中物をおほし申

てゐ申さるへくとなり

一 江戸より五六里ほとに在所ある所近辺に小松林多し常に
松葉を取りて薪に用ひ初秋にもなれは村々の童子松原
にて多く初茸をとりて盛にて責く江戸の商人に取り売る
貴く右の村より売出すの初茸一秋に三百両程にも
なり候よし林にて植る所のなきかは一日もなるとのたる
事しかれは地方支配の役人は諸所にて初茸を申付
すへき事也

一 百姓大小ともに屋敷之廻りを取かこひ第一に用る事のならす
うめなとを植へて竹を藪を植させ申へき事也 但屋敷
の西北の方は東南を開き西北を閉き家作すへし
しかし冬は暖かに地面もよき在所は竹木を植へし又
東北をふさけて東南をあけ冬は暖かにして夏は涼しく
地面のよけて作物も入申へし 尤屋敷のまはり大竹
から竹木の藪を育て申ことし 木々地所を作る又竹の根
横江戸屋敷に前借家中の諸士并百姓共に至るまて

不慮し菅笠と申せ候の多しく御座候乍成候ては
家のか枯成ニハ主人の心得毎々事とて下る又遠く息
ニ而木竹修理為め立候ハ武士并在郷の事共
下まて之事統

一 新藪を植るには竹を中程より剪りて植申事いましむへし
よりも世間多し是見れハ古より西国の地ニ志て
も関東の地面ニハ中より剪候ハ枯りる事たとへ
根付つきそうりとも竹の子生る事おそし去つる

少し末を剪られハ多く涌きて竹の子ハ枝甲く生
して茂りもつき候程ニて材ニ成かたし

一 山岸畑堤際田畑ニ何ニても植不申所ニ近る所
稼もあくら涌付ける村方ニてハ漆桑茶其外樹木
を植させへし 若又其百姓の上ケ地拵ニ而代官の手の減先
森深成ハ木の葉を輕成を麻漆何れ〻の類を作り
出作の者ニ申付指出し 其地面ニよりて不廃せぬ事
有之所ハ大切ニ取計可申也

一 関東の地面ハ大方土性かるくして風吹すれハ土ほこり吹立飛也
の根顕れてそのうち実入少き年ハ作毛拙き也
並ニ又右様の村ニてハ常に植肥しても右同様にて衰微
の年貢を納すゆへニ常ハ物貰女童子の志ろきぬ
く雇人なくして耕作難く 常ニ作る村ハ薮も茂りて畑
後別ニ内ニ有る手広き村ニハ草刈場もなく御林山並
多くして薪すくなけれハ田畑ニも畑を作り森林を
ましハ一度植立て年を追ふて費を省き毎年刈え穀

一 穀のかわりに米を薪に用るなり 此様成本田を潰し畑
に植立しハ下々の民ハ是非なく荒地多の年貢不足
なるニ一村男女とも莚を織るを年々ニ絹綿織して 二人まても
人も出して夜一人ハ糸を紡して多くてハ十二枚程ツゝ織りて
貢として嚢放の年貢を補ひ一村のくらしを立して凌ぎ
のくらしまても質を入れて渡世ハ下り事也

慶應元年未二月朔日

検地仕様覚

検代之割何毛ハ六ヶ久
六毛ゟ八分入候ハ八分ト云

一 御村之儀も西東如此百姓之身上能如此西東有之も
検地の仕様ニ依只今之検地水帳ニ有之儀年々百年々三百年
五百年も後々末代迄も此水帳ニ而名を結ひ年貢役等を
大仕形ハ検地の仕様悪敷ハ末々迄三百歩之もの日遠之者
弐百七拾歩も有之候ニ縄を入上中下之位違年貢
高下ニ付ハ百姓身上つぶし候ニ付縄を入文様ニ候

者も身上潰し来ニ而も其一数之人百姓身上続つぶし申候ニ付
之の難儀迷惑仕甚殺天罰之段不て惣斗歩ニ縄歩
右之年ニ而也国ニ検地之仕様ニ而記し

一 縄歩一組ニ大形ハ人数の者之ニ而者也検地し
仕様第一ニ斗様ニ家ニ而之

一 御村ニ至ニ村口入先御境を見立ニ候何百石之組
田畑屋敷見斗行拾町ニ而大積ニ見斗候
上中下之場所を入念見斗仕縄を歩ものあり

一 上中下之位ニ附候去の見分様之の上ニて見極肝要ニ候
縦ハ畑田山田并ニ切者之入事也前々ゟ下田ニ入野
田又ハ此ゟ見通し上田ニ成候書面ニつくしかたし

一 上中下之位を附候ニ付而ハ地持帳之面ニ先へ之上中下之
反帳をも書立今度之上中下之反帳ニハ何程出候又ハ
引込候と大積りを勘定致相极方ニ応て見合引合
考致上中下之位を付直し可申帳面ニ先へ之上中下
之位合引込ニ不成之様之時ハ段々積草夜目致吟味

縦之位并肝要之此詮義ニして上中下の位を附ル已ニ
上田の畑又ハ上田引込候時分ハ帳面ニ候の方々寄之ニ
通り迄候趣を位ニ不成之早魃之見分又ハ切者の
心得事候

一 上中下の位を附候ニ何事も第一之儀ニ而論する事ニし
時ニ造成之縄并帳面と申ハ申合致相談以勤百姓迷惑
不仕様ニ致候ハ、悪水之出来ニ念入詮儀を談し此縄ニ不可有極事

一 上中下之位を附ニ付用水場之甲乙旱損場之田畑次

一　能時ハ毛ニ上能出来ルものなり用水之場ニ田而しみき
年も田ニ而不足出来候事なくて是ハ考ニ可有之
悪田も能作人ニ而念を入手を能能苗を植
能拵あらハ苅取候ハ上田のことく能作毛ニ仕ものなり
又上田ニ而も念を不入手を残し切ニ而不細入をも細ニ不仕
苗拵も悪敷を植候ハ仕付悪敷ものなり就夫毛の
上之の上中下の位有所なり手前ニ而拵成候見分切者
入候事

一　段据并等ハ切者ニ而能者升ニ而無之壱分ニ而切者成候て
切者成ともの之能く同歩又ハ百姓之隠有候節ハ検地の仕
拵よく歩ニ而縄打候ハ能ハ居切者まで切者増りを仕縄を
入候得共検地も済候升ハ又譲ニ而切詰之儀
并百姓隠置仕拵之縄を入候得共中ハ難有之書
面也

一　山田沼入場所ハ田地共ニ悪田畑も竿の入様も
後し升ニ及ひ上田又も屋敷迄のことく切詰て候

打候ては作人迷惑仕者也

一 田畑大小有之の悪敷ハ竿の入様あるへし竿の入様不知
しては縄を打候とも甚悪違有之者也形の悪田を以
差引有之事ニ候ハヽ是ニ而竿を入る者也

一 田畑長キ所ハ残打以て何様罷成時歩違有之候
歩の積違有之前之間数限り書付候時二度も三度も
能々吟味可仕事

一 主縄を以歩違有之候ハ若横縄ハ廿上違候ハ長切り
迄ハ分の違歳ある者也然ハ横縄を以ては一組の段ハ功者
打者有り

一 竿入し打縄悪敷候ハ迄ハ違有之時ハ初而所ニ而竿
取の時ハ前々文ニ年ニ而改又田畑打仕候事ニ而候
分ハ歩ニ隙なしとおもひてハ初而所の竿知候ハ我々ニ而難
置候の様ニ而場を打せ付竿ニ而改吟味仕候得て田
数を等ニ而指し改て初而所竿有之候ハ能所ニ違
有の地万事一段ニ而相済吟味肝要之一日ニ二三

我様ニつき竿を以而改遣無之様ニ大事ニ候而
念入事

一 何事ニも入事ニ候得共能々検地ニ付役之者共
を仕候地役を立而縄を打候ハ一ツハ猶々念ニ入違无之様
ニ遣ニ不成様ニ此段書面ニ委細申付候随而立合
御出混乱遣ニ不成様ニ義を申候の為ニも不成事

一 公儀分ニ検地ハ両方成義共一也其上諸人の手本ニ成候間
常成様念を入縄打ニ下ニ罷出候下々まで百姓ニ到る

も非義成る事常ニ至而面々割し其法度書の通り能行要之

一 名主并宿役の田畑共ハ縄ニ打ニ下ゝ出し又小口なとも利面
ニ仕惣小百姓なとの田畑共ハ縄ニ打候者のつよく是ニ取よう
の志めし肝要なり

一 縄打ハ念ニ入得と心遣有之者之如何ニも静ニ念を入
ニやう小揚人ハ縄一日二日迄ニ打仕過而大切の検地ニ出

一 縁布として下代入念ニ
野帳上中下を村々付分別成いよいよ之の志めし仕付上

之年き時ハ中出し申し有年き時ハ中残下ケて出し
野帳を以帳面仕立候処竿世廣く一尺ニ志め仕
少斗竿間違ひ一尺之差ハ大概ニ存候へ共村方ニて不得と
疑ひを入申へき事ニて又二寸地引の分別専一也
一 縄を入検地仕候ニ田畑廣き狭きハなく上中下
の位違ひあれは縄ニて一尺の百姓年貢役ともまてを
無検見万石御ニて為地頭ハ高位ニ而切詰候縄手
ゆし又知己ニいたり無益之事故人ニ気付候而仁心
其上入念候而百姓難義之村ニ而ハ検地致され
候得共御為之限也
一 検地之時ニ末代之為めニ古道堀の事ハ残せ廣く
仕度物ニ候曲る屋川直しハ仕度候而ハ百姓
難儀中ニ御為ニ候其潰れ地ニ而ハ除候もの也
一 畢竟場迄之溜池仕候ともは又ハ水いり場迄之所
荒れ川除なしにては相見へ候得上見候様ニ而ハ代官
手代共ニ世之為遠慮申度除也

一 作さ之ハ此畠中ニても小麦なとハ立毛出来兼申とかいふ
畠上の場所ハ中下ニ仕由なれ但而なるへし

一 上中下之位ハ真土（ツチ）と野土と砂地と浅之切者ハ
入る事也ミる又の畑と砂くする所の湿けなしと云
あるなり

一 田之中の島畑ニ東汁も引人馬之通ひも悪作も不少
またくその不心所より下ハ堀先代考なとし但今
まても大子ハ鴻田ハ中にも見分半大方ハ下ノ畑

一 南ニ森林籔ハ又ハ居家迫ニても竹木繁り日影の所
ある田畑なとニ耕作出来かぬるものにハ縦上田畑の並ニ成
見合申ても下ニても相応の也

一 新田場なとある田の中に百姓居家を構居申者ハ其ヶ所
本竹なとも植居家構之も仕置ニハ畑の年ニ而も繩を渡
せつ不申之とあり居補之検地諸ハ一同差百姓ニ而萬る
ミよの也

一 居家検地之義畑ヶの木竹生茂けるニ所ハ竹木なとも定出

其の所ニ有足人少ニ而済候縄を打候もの也

一 右同断

検地打初る前ニ其日打候所ハ帳ニ付組夜更以先野帳

ニても夜ニ入候ても其掛上中下の位并田畑之寄せとも

致し置候ハヽ翌日朝ゟ打様を吟味致候ハヽ一日分延由ゟ間も

上中下の位附之儀見合ニ而其上毎日之請取ニ可有

御座候二三日ニ而又ハ何日ニも其時々進出田畑ハ致候而勘定清

帳出来致し候もの也然ル時ハ其村之百姓縄打庇ニ不及

遅出田畑ハ迷惑致又ハ其色ニ定之田畑上中下之安居致ち

つかれも候ハヽ致候事の也明ケ打候ハヽ其日清帳出来致し

其清帳を以読合之ふひ合を入致せ帳之写ニ遣

其上中下の位付ハ所ニ村ゟ村中百姓を呼寄せ清帳を

百姓ニ渡し其村ニ付清合致させ其後遠方之所ハ

遠方之所ハ其村之若遠の所ハ以て寄落差出し下ニ而

自然佗有り百姓遠国之者を相渡候し下ニ申渡

其段申ル若遠方之曲事ニ可申付下ニ申渡其上

改遣目遣ニて遣すもの也清帳ハ百姓ニ而せ作して帳
面仕立帳本紙之方ハ重し村役立合之遣目ニ捺せ
百姓共ハ先ツ仕縄竿役之始終を志らハ其所を詳ニ帳中
すの事ニ有清帳客ハ少有帳本紙ハ渡し之帳寄り人せ
百姓も夫役共ハ先ツ仕縄竿之所も其終を改め重り役
縄入之者大切之義ニ而有第一庫右之考可致事也
右之條ハ検地之間壺微妙万事其沙汰　性行要之

格知四民重寶記之跋

蓋し此書之旨せ而益ちの作して連乃緩る古文ちゃき
則ハ修之而存名の行縁り做ふり左ま数巌ふそ九ゑ人
し業成本ん事し是皆着勤学之緒せ稽役之ニ有不
周遍而集て而我ニ留自ら更交大成すると云ニ幸ふし
世之廣き立文業足ら不止てし公務之隙ま遺漏を
集而續ま書ま成ふ無しとふ事し然而爾于兹ニ光

序頭成ス始之ハ終有迄し虎之自世書之跋補尾
氏色畧自書

干時
享保辛寅七歳

清長

関八州田方取用之事

一 壱反三百坪合毛蓄法之事
壱坪ハツゝ刈テ壱升ならハ一割免八九七斗取ル壱升ならハ
上ゝゝ毛上之取ゝハ七斗取ル并ならハ八斗取ル九斗ニ定用捨
有之七歩之割又ハ七ゝ歩取ル七ノ割ニ壱合免除なく
すゝ中ニ

一 畑損毛九ケ一八ケ一歩ケ一迄
麦作 粟 黍 稗 大豆 小豆 大角豆 以上

大根 菜
拾ヶ村
上中下
壱反三畝九ヶ
一 麦弐石　三分
一 稲壱石五斗　弐分
一 粟壱石　弐分
一 綿拾貫目　壱歩

一 大豆壱石　三分
一 小豆壱石　三分
一 大角豆壱石　弐分弐厘
一 いも弐拾駄　弐分
一 大根菜同　弐分
〆合五歩三分弐厘
銭弐拾九貫三百拾八文

三百割九貫七百九拾二文

合永ニ壱貫五百壱〆四拾三文

九ヶ年平し

永弐百七拾文余

但平均之積

壱石弐斗五升代

右畑方之訳ニ候也

一 楮 麻 荏 大豆 大麦 稗 菜 芝 縄 作

右十品之儀事ハ村々ニ而ハ

一 新田見取場開発之儀見斗候

一 古田畑水損砂入永荒之節者起返シ新田地之様ニ取計

事毎年不落改之事

百姓方中出候而起返シ年数ニ及候時ハ隠田之地ニ存候

繁茂候而沙汰有之候者背ニ而庄屋百姓方ニ届候而従古今

永荒水入之類之所ハ見分改候義御吟味之上ニ而所之荒

地[illegible]ニ之候ハ

一 上方算取之事

壱坪之畑ハ布とく見付以格を引合壱坪之内ハ何

ハ検西味何升何升何合何勺何厘上吉

一 検見之毛付蔵之示合寄せ為居ゆる所を見毛之

通合諸何分六分之取箇まて出来口米加ん米かけ

之也

一 石引之時ハ上中下石盛反歩を以て田語ゆる手石之

内何百石ハ当検見之引

残何百石　五反

此外何百石

毛付反別何々

去年之何分上ヶ

何厘下ケ

郷村見分

一 東西南北

一 森野牧林竹木

一 用水溜井樋井関

一 馬草萱野炭薪

一 傳馬 定助 大助

一 御鷹場 餌差 鳥見

一 御朱印地 寺社 佛閣

一 市場 河岸 海上 大川 陸地 舟路 河路
　并諸納物 百姓津出 五里迄
　此外ハ駄賃地頭分ニ出事

一 私用公用御用召出府旅宿之事

一 百姓家職 農工之外 商売物 諸職 女布木綿 絹紬

一 職之猟師境濱之事

一 切支丹宗門 類ひの者之事

一 除地 見捨場 墓所 牛馬埋所

一 御用木 御植木 御立野

一 御林 野萱地 沼

一 運上物 浮役 小物成

一 獅子舞之類 猿廻 梓女

一 行人 山伏 虚無僧 鉢たたき

一 穢多乞食
一 他村差出帳
一 捨子年割付
一 田畑悪敷水帳
一 高反別名寄帳
一 宗門五人組帳
一 宗門高札御法度書
一 鉄炮證文御高札

一 捨馬仕制札
一 継馬駄賃之御定
一 触状村次之事
一 上田稲何々中下々之同
一 餅稲何々麦田いり不之
一 右早稲中晩　三通いり不之
一 上畑中下々之
　大麦何程大豆何程 綿何程 小豆何程 大角豆何程

一 粟荏きミ胡戸素麻大根 菜 茎いも そば
此内六七八九十
十ヶ一ゟ五ヶ一を
一 畑ミ取米高三分一永ハ分一
惣て十一ノ割
一 田ハ土ノ位塵ニ而下ミ準
一 旧屋敷古法除今縄入
一 五石代二石五斗代中行

一 永壱貫ニ付元禄九子ゟ壱石五斗代
一 米上方石ニ三升 関東俵ニ壱升
一 口永 関東三文又ハ三文下弐ミ

御軍役之事

一 五百石 鉄炮壱挺 持鑓弐

一 千石 鉄炮弐挺 弓壱張 鑓五本 持鑓弐 馬上壱騎

一 弐千石 鉄炮三挺 弓弐張 鑓拾本 持鑓弐 馬上三騎

一 三千石 鉄炮五挺 弓三張 鑓拾五本 持鑓弐 馬上四騎 旗壱本

一　四千石　鉄炮六挺　弓四張　鑓拾本　持鑓弐　馬上六騎　籏壱本

一　五千石　鉄炮拾挺　弓拾張　鑓弐拾本　持鑓弐　馬上七騎　籏弐本

一　壱万石　鉄炮廿挺　弓拾張　鑓三拾本　持鑓弐　馬上拾騎　籏三本

御軍役積之次第

一　千石　人数廿三人　持鑓二本　弓壱張　鉄炮壱挺

一　千百石　同弐拾五人　同三本　同断

一　千弐百石　同廿七人　同断　同断

一　千三百石　同廿九人　同断　同断

一　千四百石　同卅一人　同断　同断

一　千五百石　人数雑六人　同断　弓一張　鉄炮弐挺

一　千六百石　同雑五人　同断　同断

一　千七百石　同雑七人　持鑓弐本　同断

一　千八百石　同雑九人　同断　同断

一　千九百石　同雑十人　同断　同断

一　弐千石　同雑十一人　鉄炮弐挺　弓一張　鑓弐本

一　三千石　馬上弐騎　弓弐張　鉄炮三挺　鑓弐本

一 四千石
馬上三騎
弓二張
鉄炮五挺
鑓拾本

一 五千石
馬上五騎
弓三張
鉄炮五挺
鑓拾本
籏二本

一 六千石
同五騎
弓五張
同拾挺
同前

一 七千石
同六騎
同十五挺
同五張
同前

一 八千石
同七騎
同十五挺
同十張
鑓廿本
籏弐本

一 九千石
同八騎
同前
同前

一 壱万石
同拾騎
鉄炮廿挺
弓拾張
鑓三十本
籏三本
持鑓

一 弐万石
同弐拾騎
鉄炮五十挺
弓二十張
同五十本
同五本
同前

一　三万石　同三十五騎　同八十挺　同二十張　同七十本　同五本　同断

一　四万石　同四十五騎　同百廿挺　同三十張　同七十本　同八本　同断

一　五万石　同七十騎　同百五十挺　同卅張　同八十本　同拾本　同断

一　六万石　同九十騎　同百七十挺　同卅張　同九十本　同拾本　同断

一　七万石　同百拾騎　同弐百挺　同五十張　同百本　同十五本　同断

一　八万石　同百三拾騎　弐百五十挺　五十張　同百三十本　同三十本　同断

一　九万石　同百五十騎　三百挺　弓六十張　同断

一　拾万石　同百七十騎　三百五十挺　六十張　百五拾本　廿本　同断

寛永十年癸酉二月十七日

一 弐百石 八人
侍壱人 小荷駄壱人 口取弐人
草履取壱人 鑓持一人 挟箱一人

一 弐百五拾石 九人
侍弐人 同壱人 同弐人
同壱人 同壱人 同壱人

一 三百石 拾人
侍弐人 甲冑持壱人 馬口取弐人
挟箱持壱人 鑓持壱人 小荷駄二人
草履取一人

一 四百石 拾弐人
侍三人 甲冑持壱人 馬口取弐人
鑓持弐人 小荷駄弐人 同断

一 五百石 拾三人
侍四人 甲冑持一人 同断
鑓持二人 小荷駄二人

一 六百石 拾五人
侍五人 甲冑持一人 鑓持二人
小荷駄一人 鉄炮一挺 草履取
馬口二人 挟箱一人

一 七百石 拾七人
侍五人 甲冑持一人 鑓持三人
小荷駄二人 鉄炮一挺 草履取一人
馬口二人 挟箱一人

一 八百石 拾九人
侍五人 甲冑持一人 鑓持三人
小荷駄二人 鉄炮一挺 草履取一人
馬口取二人 挟箱一人 弓一人

一 九百石 弐拾壱人
侍六人 甲冑持一人 鑓持三人
小荷駄二人 弓一張 鉄炮一挺
草履取一人 挟箱一人 馬口取二人

寛永十年酉二月十七日御扶持方之御定

一 百石 七人　一 百五十石 十人

一 弐百石 十人

是ゟ上八百石迄百石ニ弐人増

一 弐百五拾石 十一人　一 三百石 十二人

一 三百五拾石 十三人　一 四百石 十四人

一 四百五拾石 十五人　一 五百石 十六人

一 六百石 十八人　一 六百五十石 十九人

一 七百石 弐十人　一 七百五十石 弐十一人

是ゟ二千五百石迄百石ニ壱人増

一 八百石 廿二人　一 千百石 弐十五人

一 千弐百石 廿六人　一 千三百石 廿七人

一 千四百石 廿八人　一 千五百石 廿九人

一 千六百石 三十人　一 千七百石 三十一人

一 千八百石 三十二人　一 千九百石 三十三人

一 弐千石 三十四人　一 弐千百石 三十五人

一 弐千弐百石 卅六人
一 弐千三百石 卅七人
一 弐千四百石 卅八人
一 弐千五百石 卅九人
一 弐千六百石 四十人
一 弐千七百石 四十一人
一 弐千八百石 四十二人
一 弐千九百石 四十三人
一 三千石 四十五人
是ハ百石ニ付壱人余増
一 四千石 六拾人
一 五千石 七十五人
一 壱万石 百五十人
一 二万石 三百人

一 三万石 四百五十人
一 四万石 六百人
一 五万石 七百五十人
一 六万石 九百人
一 七万石 千五十人
一 八万石 千弐百人
一 九万石 千三百五十人
一 拾万石 千五百人
右之御上洛日光 御成之時定也御陣之節ハ一倍扶持
也陣扶持方之儀碓氷小仏箱根白川を越候ハヽ一倍
扶持右限り之外ハ関之内ニ而遠近之無構五割増可被下之
江戸御仲年日数之御用之条如此無構